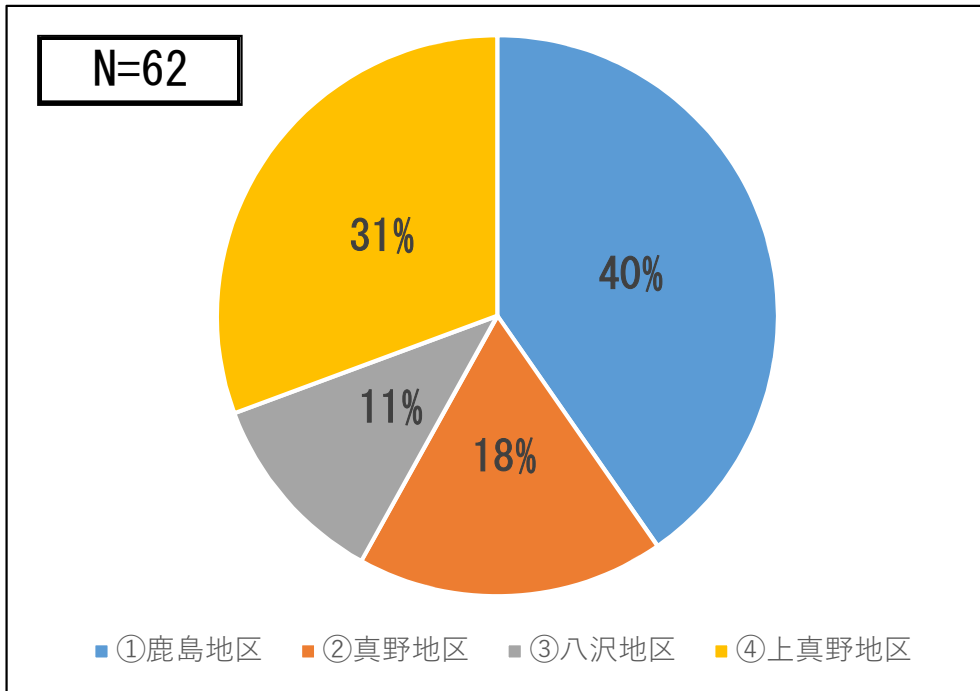


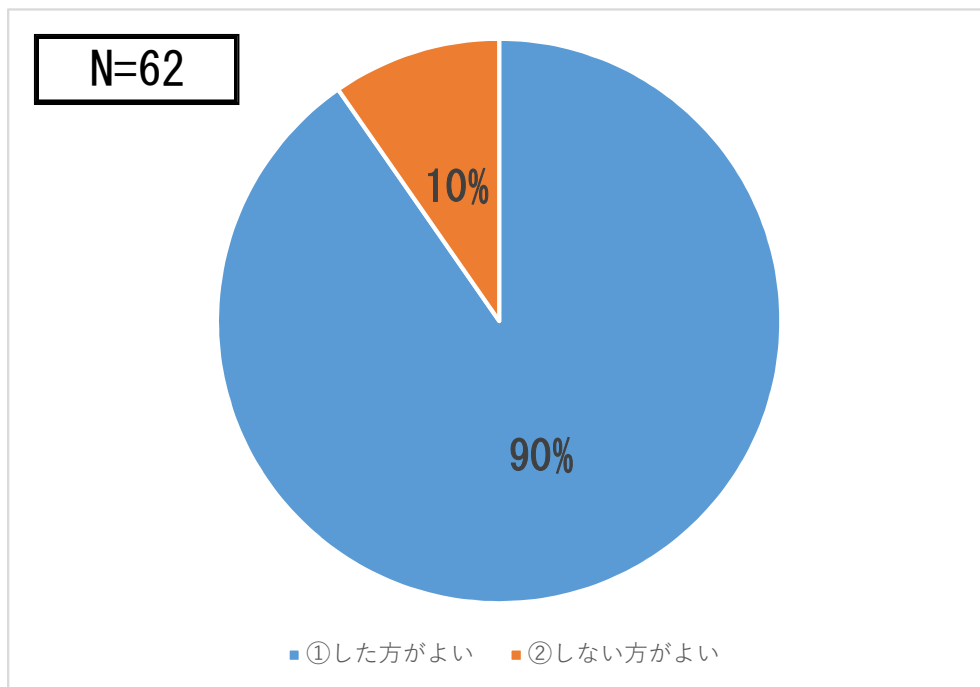
# 市民一体化復興基金事業に係るアンケート結果

資料3  
令和3年4月19日  
鹿島区地域協議会

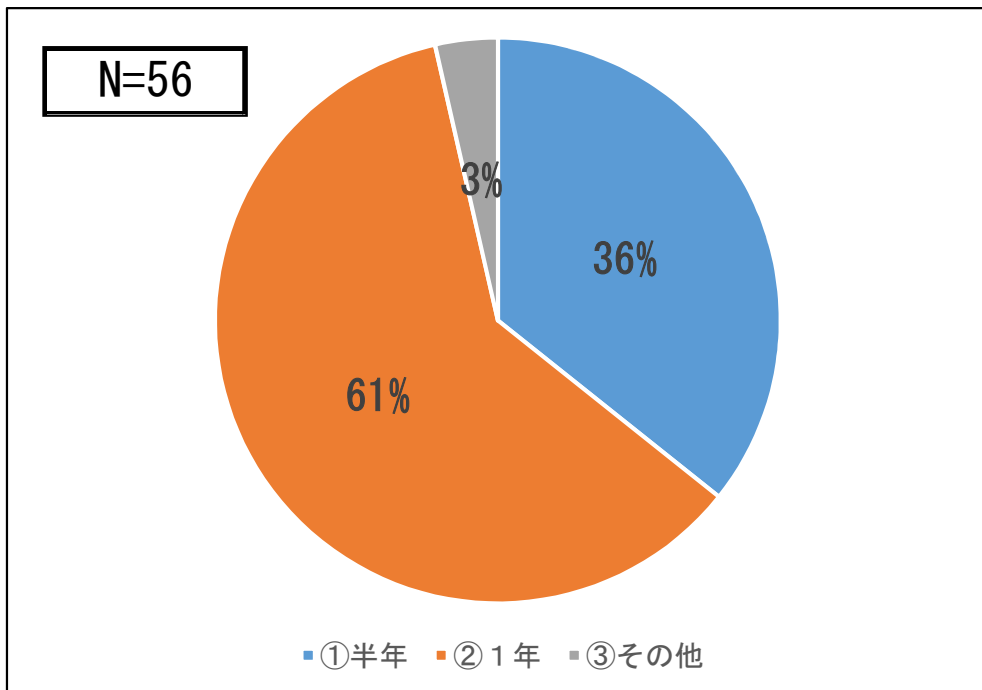
【設問1】 お住いの地区はどちらですか。



【設問2】 市民一体感を図るうえで、高速道路通行料金助成事業もさらに延長をした方がよいと考えますか。

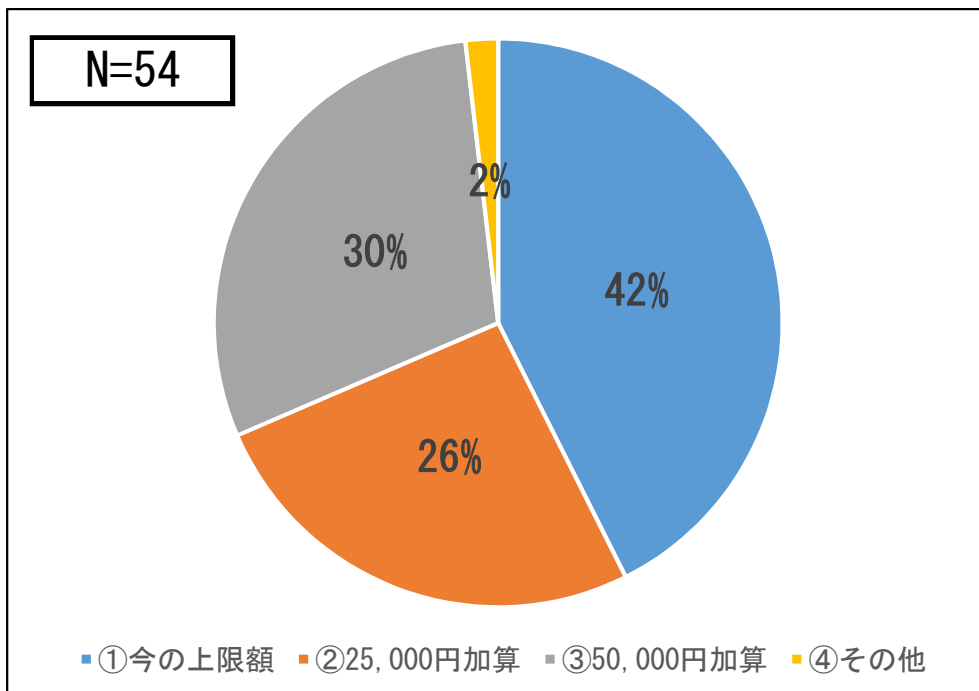


【設問3】（【設問2】で①を選択した方）  
どのくらいの期間を延長した方がよいと考えますか。



(その他)  
30km圏内と同じ、または資金があるまで  
令和10年9月30日まで

【設問4】（【設問2】で①を選択した方）  
さらに延長をする場合、交付上限額はどのようにすべきと考えますか。



(未回答2名)  
(その他)  
資金があるまで

【設問5】（【設問2】で①を選択した方）

【設問3及び4】でお答えいただいた内容に関して、ご意見等がありましたらご記入ください。

<p>終期はふるさと帰還通行カードの終期と足並みをそろえた方がよい。将来打ち切りや延長の場合に整合性のある判断ができるように今回は半年延長がよいと思う。</p>
<p>終期を同じにすることで、一体感が生まれやすい</p>
<p>限られた財源なので、すでに使ってしまったかたは今のままでよい</p>
<p>ふるさと帰還通行カードも10年区切りで終了すべき。助成事業補助金も再々延長せずに若い世代へお金を回すべき</p>
<p>市民は格差なくしてほしい</p>
<p>世帯数により金額にバラつきがあり、延長（期間だけ）しても使える金額が残っていない。</p>
<p>高齢により高速利用する機会が少ない。コロナ禍のため出かけることができない</p>
<p>ふるさと帰還通行に関係なく利用している人がいると思う</p>
<p>高速道路を使用する私にとっては、いつまでも無料のほうが確かにありがたいですが、未申請の方々にも何か平等な事業を提案すべきかなと考えます。</p>
<p>助成金の交付があり、原資があるのであればよいと思います。</p>
<p>大変ありがたい。コロナウィルスで出かけられないのが要因の1つと思います。</p>
<p>令和2年3月からのコロナ禍の中で、どこにも行けなかったため、令和3年も同じく行動できなくなるので、延長しても市の負担はあまり増えないと思います。</p>
<p>鹿島区民としては、高速無料化に対して不平等感を強く感じている。一部の団体が活用するより高速料金に反映する方が恩恵が受けられる。</p>
<p>南相馬市民一体感のため</p>
<p>昨年より続く新型コロナ感染症拡大防止のため、高速道路を利用できなかったため、コロナが収まれば高速道路を利用して旅行へでもいきたい。</p>
<p>同じ南相馬市として、最初から差が生じていることに不満です。南相馬市として同じ扱いを受けることにお願いしたいです。</p>
<p>新型コロナ感染症の影響で、充分活用できなかったため、延長と増額を願う</p>
<p>南相馬市全市民の調和を保つため、ふるさと帰還通行カードの終期と同じ時期に終了するのが最善と思われます。上限額達成者が10%強であることを考えれば、10万円上限でよいと思われます。</p>
<p>助成が継続されるとありがたいが、それが「市民の一体感」につながるものなのか？という疑問が当初からある・・・。</p>
<p>ふるさと帰還通行カードの問題から一体感醸成事業が出来ているので、終了は同時と考える。</p>
<p>ふるさと帰還通行カードが発行されている状況の中では平等性のためにも発行した方がよい。</p>
<p>上限到達が13%しかないならば、上限10万円でよい。近場の移動では上限に達することが少ないと思うので、コロナ対策として遠方への移動を控えてもらうためにも、そのままでよいと思う</p>
<p>30km以内と以外の差を埋めるためにも必要</p>
<p>コロナ感染で自粛により、外出・遠出を控えていたことによる使用がない。よって、3か年10万円のままでよい。</p>
<p>南相馬市全体同じにしてください。</p>
<p>無料化が延長になり、30km圏外でも無料化に賛成します。</p>
<p>コロナウィルスの影響で出かけることが減少した。延長してもらい、コロナ収束後、観光等で利用したい。</p>

<p>コロナ禍で外出自粛が出ていて出かけることもできない状況でしたので考慮してほしい。県外に避難している子や孫にも会いに行けずにいた。また帰還通行カードが延長されたので同じくしてほしい。市全体として避難指示が出ていて、30km圏外だからという理由で支援が止められるのは差があるのではないかと思います。</p>
<p>避難者が来年3月31日、私たちが9月30日では一体感がくずれるのではないかと。さらに避難者が延長されたら私たちも同様に延長すべき。その時は5万円を加算する。</p>
<p>上限到達の方やほとんど上限到達の方にも同様にサービスを利用できることが必要と思う。せめて半年分の25,000円加算が望ましいと思う。前期間延長時には助成金加算なしで、期間延長のみでした。</p>
<p>当方、鹿島区でも「医療費免除ではないが、ふるさと帰還通行カードは発行されている」状況にある1人です。そのうえで個人的な意見として、市の財政を圧迫しないのであれば、今回の事業継続はカードの延長に合わせる形で実施した方が「どちらかといえば」良いと考えます。私は、医療費免除でないということについては当初から「やむを得ない」「線引きはどこかでしなければならない」と捉えて納得しておりました（しかし線引きを原発からの距離ではなく、市町村単位にすべきであったという意見には同意）。高速無料の待遇を受けていることについては「いつかは終わるだろう」「終わらなければならない」とは思い続けております。しかし、措置が出ていけば出ていたで助かっていると感じています。本来の「避難先の家族との行き来、二重の生活をしている」という利用方法ではない面の「市内で気軽に買うことのできないものを買いきに出かけたり、一部に不自由な中にある生活でストレスを発散できる」といった精神的な満足感のようなものを持つ部分はあるかと感じています。上限額についてはカードを持つ人と今の上限額（3年間で10万円）では実際にはおそらく大きな開きがあり、且つ対象者の中にも不満を抱えている人もいるかと思えます。しかし、交付について限度というものがあるということや、当初の案で一応は浸透しているのでは、と思いますので、対象となる方達には申し訳なく思いますがこのままで良いと思っています。期間の延長についてはカードの対象期間延長と合わせたほうが不満感がないかと思いました。</p>

【設問6】（【設問2】で②を選択した方）

延長しない方がよいとお答えになった理由等がありましたらご記入ください。

<p>高速道路利用者が限定的。高速道路助成を利用しなくとも不自由しない人が多いと思う。</p>
<p>原発事故から10年目の節目にあたり、区切りが必要なのでは。特色ある地域への施策と考えられる事業に残った助成金を振り替えた方がよいのでは。</p>
<p>車を持つ人と持たない人と格差があり、利用しない人には何の恩恵がないのでは！今更ですが。</p>
<p>コロナ禍で高速道路を使用することは少ないと思う。一体感が醸成されるとは思えない。区民に公平に配分される事業に使用すべきと思う。</p>

【設問7】 市民提案型一体感醸成事業補助金についてご意見がありましたらご記入ください。

開始した時期はふるさと帰還より遅れたが、終期は同じく。また今後延長されても同様に。
未申請者に対しても何かの助成が出来ればよいと思う。
万葉公園や真野川沿いの桜等の維持管理は必要ですので、継続した環境整備をお願いします。
宝蔵寺と同程度の寺社があれば紹介をしていただきたいですが・・・。
かしまを盛り上げ隊のアイデアに期待します。
有効活用により、よい地域づくりができることを願う。
鹿島区民に対して、一体感事業に対して、広く知らせる広報活動をしてほしい。
市民提案型醸成事業をもっと区民に情報発信し、事業の実態をアピールする必要があると考える。そのことが区民の意識の一体感に繋がるのでは。（地域の魅力が誇りを創る）
小高、原町と同条件と感じられるようにしてこそ、一体感醸成事業と考える。
コロナ対策で集まることが制限され、事業を実施できないことも考えられるため、事業実施についても延長した方がよい。
市民提案型一体感醸成事業の具体的活動報告はないのか。特に収支報告。活動内容を公表すべき（情報公開）。真野川桜つつみ会の環境美化する場所の範囲が不明。どこからどこまでの距離？
市民提案一体感として、高速助成金しかり、30km圏外として切にお願いするところは医療関係の無料化を願うところです。
20km、30km圏内とは格差が大きい。税金、医療費等も考慮すべきである。
市全体として避難したので補助金は必要で、30km圏内と同じく考えてほしい。
果たして本来の「一体感醸成」となっているか、そもそもそのような狙いでこうした事業内の数々のイベントが開かれていることを、市民の皆さんが理解しているだろうか、という疑問は少々ありますが、市民主体で5つの事業を、そのうち4つの事業は継続して実施されているということで、悪いことではないと感じます。あとは、実施する団体の皆さんにとって使いやすく足りている補助金であるか、ということかと思えます。
いつまでも無料対策を行うべきではないと思う。甘えが生じているのではないか。
市民だれでも利用できる方向（高齢者等も）、等しく利用できる助成金へ使ってほしい。

**南相馬市高速道路通行料金助成事業の申請状況等について**  
**【令和3年3月1日現在】**

**1 助成対象者**

	人 数	世 帯 数
発 送	7,375 人	2,475 世帯
市内住民登録者	6,383 人	—
転 出 者	906 人	—
死 亡 者 <sup>(※1)</sup>	265 人	—
書類未到着者 <sup>(※2)</sup>	75 人	—
助成対象者 <sup>(※3)</sup>	7,035 人	—

(※1) 死亡者：申請書類発送後の未申請者の死亡者

(※2) 書類未到達者：市外転出後の行先不明（再転出）

(※3) 助成対象者：2月19日現在の助成対象者

送付者数－（死亡者＋書類未到達者）

**2 申請状況**

	人 数	申請件数
申 請 者	5,028 人	2,156 件
市内住民登録者	4,533 人	—
転 出 者	495 人	—
申 請 率 <sup>(※4)</sup>	71.47 %	—

(※4) 申請率：申請者数／助成対象者数

※前回（令和3年2月19日現在）との比較：申請者数±0人・申請率±0.00%

**3 申請の内訳**

	人 数	申請件数
世 帯 登 録 <sup>(※5)</sup>	2,583 人	874 件
個 別 登 録 <sup>(※6)</sup>	2,445 人	1,282 件

(※5) 世帯登録：世帯全員での登録

(※6) 個別登録：世帯員を分割して登録

**4 ETCカード申請枚数**

2,788 枚 （うち利用履歴のあるカード 2,606 枚 93.47%）

**5 利用実績**

第 1 期	助成金交付対象期間	平成30年10月1日～12月31日
	助成金振込日	平成31年3月5日（火）
	助成金振込者数（代表者）	1,715 人 （ETCカード2,056枚分）
	助成金交付額計	30,772,670 円
	助成金交付対象利用件数	19,916 件

第2期	助成金交付対象期間 助成金振込日 助成金振込者数（代表者） 助成金交付額計 助成金交付対象利用件数	平成31年1月1日～3月31日 令和元年6月6日（木） 1,709人（ETCカード2,039枚分） 29,811,600円 20,496件
第3期	助成金交付対象期間 助成金振込日 助成金振込者数（代表者） 助成金交付額計 助成金交付対象利用件数	平成31年4月1日～令和元年6月30日 令和元年9月5日（木） 1,757人（ETCカード2,134枚分） 32,983,320円 22,597件
第4期	助成金交付対象期間 助成金振込日 助成金振込者数（代表者） 助成金交付額計 助成金交付対象利用件数	令和元年7月1日～9月30日 令和元年12月10日（火） 1,748人（ETCカード2,129枚分） 35,289,120円 24,400件
第5期	助成金交付対象期間 助成金振込日 助成金振込者数（代表者） 助成金交付額計 助成金交付対象利用件数	令和元年10月1日～12月31日 令和2年3月5日（木） 1,697人（ETCカード2,081枚分） 30,312,810円 22,666件
第6期	助成金交付対象期間 助成金振込日 助成金振込者数（代表者） 助成金交付額計 助成金交付対象利用件数	令和2年1月1日～3月31日 令和2年6月9日（火） 1,598人（ETCカード2,033枚分） 26,182,610円 23,601件
第7期	助成金交付対象期間 助成金振込日 助成金振込者数（代表者） 助成金交付額計 助成金交付対象利用件数	令和2年4月1日～6月30日 令和2年9月8日（火） 1,286人（ETCカード1,642枚分） 15,656,320円 14,496件
第8期	助成金交付対象期間 助成金振込日 助成金振込者数（代表者） 助成金交付額計 助成金交付対象利用件数	令和2年7月1日～9月30日 令和2年12月8日（火） 1,406人（ETCカード1,856枚分） 19,743,920円 18,409件
第9期	助成金交付対象期間 助成金振込予定日 助成金振込者数（代表者） 助成金交付額計 助成金交付対象利用件数	令和2年10月1日～12月31日 令和3年3月9日（火） 1,378人（ETCカード1,889枚分） 18,807,580円 20,262件
合計	助成金交付対象期間 振込金振込者数（代表者） ETCカード利用枚数 助成金交付額計 助成金交付対象利用件数	平成30年10月1日～令和2年12月31日 延14,294人（実2,061人） 延17,859枚（実2,606枚） 239,559,950円（平均47,645円） 186,843件

6 助成対象金額上限額（10万円）到達関係（第9期分まで）

		全体に対する割合
申請対象人数	666人	13.25%（全体5,028人）
申請数	365申請	17.01%（全体2,146申請）

7 ふるさと帰還通行カード（参考：令和3年3月1日現在）

- (1) 対象者数 59,282人
- (2) うち申請者数（現在の有効枚数） 40,635人
- (3) 申請率 68.55%